### **(\*)**厚生労働省

# 熊本労働局

# **Press Release**

令和6年12月20日

【照会先】

熊本労働局

職業安定部職業対策課

課 長 宮村 竜一 高齢者対策担当官 宮﨑 安代 (電話) 096(211)1704

報道関係者 各位

## 令和6年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

熊本労働局では、このたび、令和6年「高年齢者雇用状況等報告」(6月1日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう、企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上 げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制 度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれ かの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるように努めることを企業に義務付けてい ます。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業3,331社からの報告に基づき、このような 高年齢者の雇用等に関する措置について、令和6年6月1日時点での企業における実 施状況等をまとめたものです\*\*。

熊本労働局では、今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、ハローワークによる必要な指導や助言を実施していきます。

※集計結果の主なポイントや詳細は次ページ以降をご参照ください。

### 【集計結果の主なポイント】※ [ ] は対前年差

## I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(7ページ表1、8ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9%「変動なし」

- ・中小企業では99.9% [変動なし]、大企業では100.0% [変動なし]
- ・高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、 「継続雇用制度の導入」により実施している企業が63.4% [1.6ポイント減少]、 「定年の引上げ」により実施している企業は33.5% [1.7ポイント増加]

### Ⅱ 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (9ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は31.0% [2.4ポイント増加]

・中小企業では31.5% [2.2ポイント増加]、大企業では21.1% [6.2ポイント増加]

### Ⅲ 企業における定年制の状況(10ページ表5)

65歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は36.6% [1.6ポイント増加]

#### <集計対象>

■ 熊本県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業3,331社 (報告書用紙送付企業数3,598社)

・中小企業(21~300人規模):3,170 社・大企業(301人以上規模): 161 社

### 1 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況 (7ページ表1)

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」<sup>注1</sup>という。)を実施済みの企業(3,327社)は、報告した企業全体の99.9%[変動なし]で、中小企業では99.9%<sup>注2</sup>[変動なし]、大企業では100.0%[変動なし]であった。

#### 注1 雇用確保措置

高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

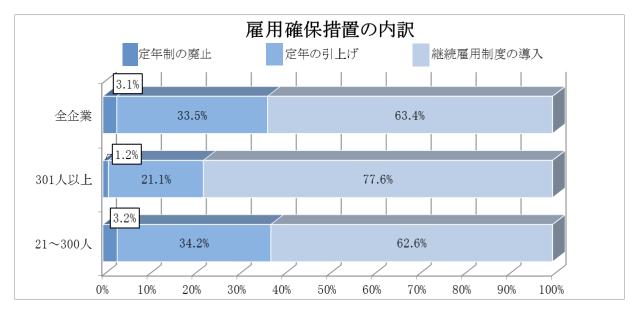
- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入※
- ※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も 引き続いて雇用する制度をいう。平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は 原則として「希望者全員」となった。平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を 限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能(経過措置)。基準を 適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的 に引き上げており、令和4年4月1日から令和7年3月31日における基準を適用できる年齢は64 歳である。

#### 注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%となる数値については小数点第2位以下を切り上げ、100%となる数値については、小数点第2位以下を切り捨てとしている数値がある。

### (2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳(8ページ表3-1)

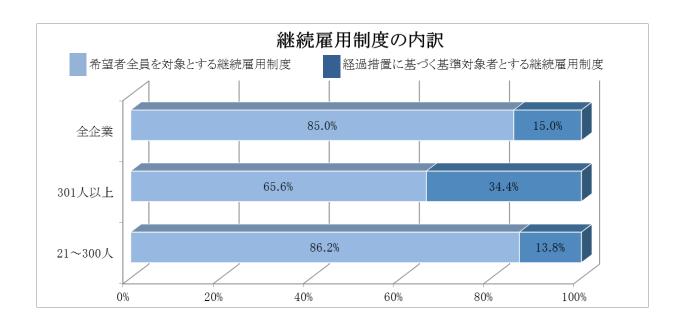
雇用確保措置を実施済みの企業 (3,327 社) について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止 (103 社) は3.1% [0.1ポイント減少]、定年の引上げ (1,116 社) は33.5% [1.7ポイント増加]、継続雇用制度の導入 (2,108社) は63.4% [1.6ポイント減少] であった。



#### (3) 継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業の状況(8ページ表3-2)

継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業(2,108社)を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は85.0%[0.3ポイント増加]で、中小企業では86.2%[0.2ポイント増加]、大企業では65.6%「1.5ポイント増加]であった。

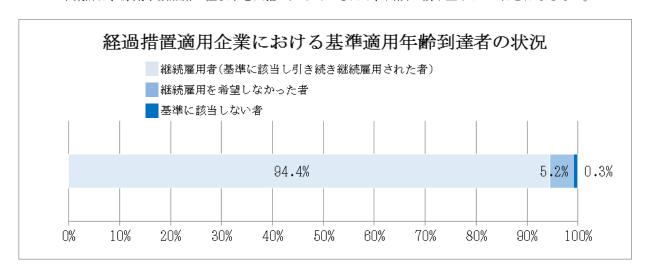
一方、経過措置に基づき、対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は、企業規模計では15.0% [0.3ポイント減少]であったが、大企業に限ると34.4% [1.5ポイント減少]であった。



### (参考) 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況<sup>注3</sup> (10ページ表6)

上記1(1)の注1に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間(令和5年6月1日から令和6年5月31日)に、基準を適用できる年齢(64歳)に到達した者(575人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は94.4%[0.5ポイント減少]、継続雇用の更新を希望しなかった者は5.2%[0.5ポイント増加]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は0.3%[0.1ポイント減少]であった。

注3 本集計に係る留意点 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない。



### 2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況<sup>注4</sup> (9ページ表4-1)

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置(以下「就業確保措置」  $^{25}$  という。)を実施済みの企業 (1,031 社)は、報告した企業全体の31.0% [2.4ポイント増加]で、中小企業では31.5% [2.2 ポイント増加]、大企業では21.1% [6.2ポイント増加]であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みの企業(1,031社)について措置内容別に見ると、報告した

企業全体のうち、定年制の廃止 (103社) は3.1% [0.1ポイント減少]、定年の引上げ (114社) は3.4% [変動なし]、継続雇用制度の導入 (812社) は24.4% [2.4ポイント増加]、創業支援等措置<sup>注6</sup>の導入 (2社) は0.1% 「変動なし」であった。

#### 注4 本集計に係る留意点

本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが就業確保措置実施済み企業の割合に一致しない場合がある。

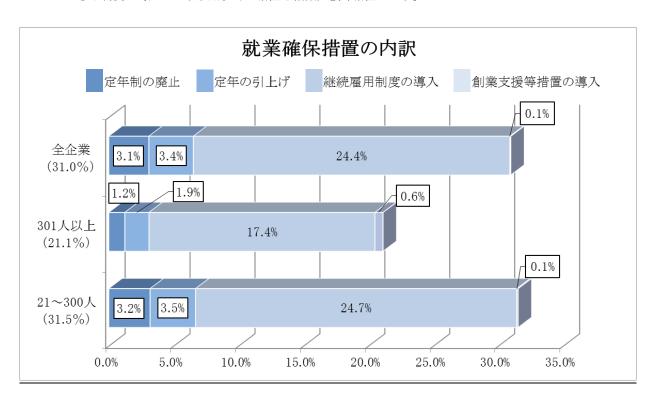
#### 注5 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤ 社会貢献事業に従事できる制度の導入(事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資 (資金提供)等する団体が行う社会貢献事業)

#### 注 6 創業支援等措置

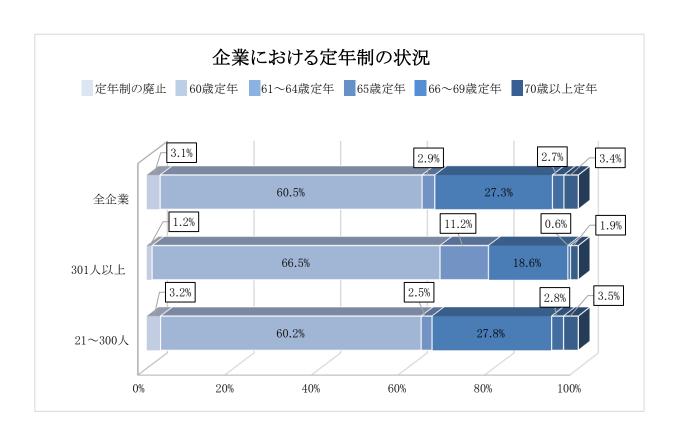
注5の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。



### **3 企業における定年制の状況** (10ページ表 5)

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- 定年制を廃止している企業(103社)は3.1%「0.1ポイント減少」
- 定年を60歳とする企業(2,014社)は60.5%[1.7ポイント減少]
- 定年を61~64歳とする企業(98社)は2.9%「0.1ポイント増加]
- 定年を65歳とする企業(911社)は27.3%[1.5ポイント増加]
- 定年を66~69歳とする企業(91社)は2.7%「0.1ポイント増加]
- 定年を70歳以上とする企業(114社)は3.4%「変動なし」



# 表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施	斉み	②未	実施	合計((	1)+(2)
21人以上	3,327	(3,356)	4	(2)	3,331	(3,358)
総計	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	2,325	(2,349)	2	(2)	2,327	(2,351)
総計	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	3,166	(3,202)	4	(2)	3,170	(3,204)
21.0300	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	1,002	(1,007)	2	(0)	1,004	(1,007)
21.030	99.8%	(100.0%)	0.2%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	2,164	(2,195)	2	(2)	2,166	(2,197)
31~300	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	161	(154)	0	(0)	161	(154)
301人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

<sup>※()</sup>内は、令和5年6月1日現在の数値。

# 表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(04)

									(%)
		(1	実施済	企業割	合	(2	未実施	企業割	<b></b>
	合 計	99	.9%	(99	.9%)	0.	1%	(0.	1%)
	21~30人	99	99.8%		(100.0%)		2%	(0.0%)	
	31~50人	99	.9%	(99	.9%)	0.	1%	(0.	1%)
規	51~100人	100	).0%	(99	.9%)	0.	0%	(0.	1%)
模 <b>楔</b> 別	101~300人	99	.8%	(100	).0%)	0.	2%	(0.0	O%)
<i>7</i> 33	301~500人	100	).0%	(100	).0%)	0.	0%	(0.0	O%)
	501~1,000人	100	).0%	(100	0.0%)	0.	0%	(0.0	O%)
	1,001人以上	100	).0%	(100	0.0%)	0.	0%	(0.0	O%)
		21人	以上	31人	以上	21人	以上	31人	以上
	合 計	99.9%	(99.9%)	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	0.1%	(0.1%)
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	99.7%	(100.0%)	99.4%	(100.0%)	0.3%	(0.0%)	0.6%	(0.0%)
	製造業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
_	運輸、郵便業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
産 業 別	卸売業、小売業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
来 別	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
700	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	99.1%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.9%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	99.3%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.7%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	99.9%	(99.8%)	99.9%	(99.7%)	0.1%	(0.2%)	0.1%	(0.3%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	その他	0.0%	(100.0%)	0.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	-								

<sup>※()</sup>内は、令和5年6月1日現在の数値。

# 表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年	①定年制の廃止		引上げ	③継続雇用制	制度の導入	合計(①+	2+3)
21人以上総計	103	(109)	1,116	(1,066)	2,108	(2,181)	3,327	(3,356)
21人以工作6日	3.1%	(3.2%)	33.5%	(31.8%)	63.4%	(65.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総訂	50	(53)	745	(698)	1,530	(1,598)	2,325	(2,349)
31人以工秘证	2.2%	(2.3%)	32.0%	(29.7%)	65.8%	(68.0%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	101	(109)	1,082	(1,040)	1,983	(2,053)	3,166	(3,202)
211-300	3.2%	(3.4%)	34.2%	(32.5%)	62.6%	(64.1%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	53	(56)	371	(368)	578	(583)	1,002	(1,007)
21,030%	5.3%	(5.6%)	37.0%	(36.5%)	57.7%	(57.9%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	48	(53)	711	(672)	1,405	(1,470)	2,164	(2,195)
31~300人	2.2%	(2.4%)	32.9%	(30.6%)	64.9%	(67.0%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	2	(0)	34	(26)	125	(128)	161	(154)
301人从工	1.2%	(0.0%)	21.1%	(16.9%)	77.6%	(83.1%)	100.0%	(100.0%)

- ※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
- ※「合計」のうち企業数は、表1の「①実施済み」に対応している。
- ※「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。
- ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

# 表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	1		2				
	希望者全員を対象とする		経過措置に基っ	びく基準対象	合計(①+②)		
	継続雇用	継続雇用制度		<b>捷雇用制度</b>			
21人以上総計	1,792	(1,848)	316	(333)	2,108	(2,181)	
21人以上秘刊	85.0%	(84.7%)	15.0%	(15.3%)	100.0%	(100.0%)	
31人以上総計	1,260	(1,307)	270	(291)	1,530	(1,598)	
31人以上総計	82.4%	(81.8%)	17.6%	(18.2%)	100.0%	(100.0%)	
21~300人	1,710	(1,766)	273	(287)	1,983	(2,053)	
21~300人	86.2%	(86.0%)	13.8%	(14.0%)	100.0%	(100.0%)	
21~30人	532	(541)	46	(42)	578	(583)	
21~30人	92.0%	(92.8%)	8.0%	(7.2%)	100.0%	(100.0%)	
21 ~ 200 l	1,178	(1,225)	227	(245)	1,405	(1,470)	
31~300人	83.8%	(83.3%)	16.2%	(16.7%)	100.0%	(100.0%)	
201   12	82	(82)	43	(46)	125	(128)	
301人以上	65.6%	(64.1%)	34.4%	(35.9%)	100.0%	(100.0%)	

- ※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
- ※「合計」のうち企業数は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

# 表3-3 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

				自社以外(	の継続雇用先が	ある企業			
	① 自社のみ	② 自社、子会 等	③ 社 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連 関連会社等	⑦ [会社等	小計 (②~⑦)	合計 (①~⑦)
21人以上	<b>2,023</b> (2,08	i) <b>48</b> (5	8) 15 (23)	16 (10)	<b>6</b> (5)	0 (0)	(0)	<b>85</b> (96)	<b>2,108</b> (2,181)
総計	<b>96.0%</b> (95.6	<b>2.3%</b> (2.7)	7%) <b>0.7%</b> (1.1%)	0.8% (0.5%)	0.3% (0.2%)	0.0% (0.0%) 0.0	<b>%</b> (0.0%)	4.0% (4.4%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
31人以上	<b>1,460</b> (1,51	) 39 (5	3) <b>13</b> (22)	<b>13</b> (8)	5 (4)	0 (0)	(0)	<b>70</b> (87)	<b>1,530</b> (1,598)
総計	<b>95.4%</b> (94.6	2.5% (3.5)	<b>0.8%</b> (1.4%)	0.8% (0.5%)	0.3% (0.3%)	0.0% (0.0%) 0.0	<b>%</b> (0.0%)	<b>4.6%</b> (5.4%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
21~300人	<b>1,916</b> (1,97	40 (4	5) 12 (19)	11 (9)	4 (5)	0 (0)	(0)	<b>67</b> (78)	1,983 (2,053)
21~300入	<b>96.6%</b> (96.2	2.0% (2.3	2%) <b>0.6%</b> (0.9%)	0.6% (0.4%)	0.2% (0.2%)	0.0% (0.0%) 0.0	<b>%</b> (0.0%)	<b>3.4%</b> (3.8%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
01001	<b>563</b> (574	9 (	5) 2 (1)	3 (2)	<b>1</b> (1)	0 (0)	(0)	15 (9)	<b>578</b> (583)
21~30人	<b>97.4%</b> (98.5	) <b>1.6%</b> (0.9	9%) <b>0.3%</b> (0.2%)	0.5% (0.3%)	<b>0.2%</b> (0.2%)	0.0% (0.0%) 0.0	<b>%</b> (0.0%)	<b>2.6%</b> (1.5%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
21 - 200	<b>1,353</b> (1,40	) 31 (4	0) 10 (18)	8 (7)	3 (4)	0 (0)	(0)	<b>52</b> (69)	<b>1,405</b> (1,470)
31~300人	<b>96.3%</b> (95.3	2.2% (2.	7%) <b>0.7%</b> (1.2%)	0.6% (0.5%)	0.2% (0.3%)	0.0% (0.0%) 0.0	<b>%</b> (0.0%)	<b>3.7%</b> (4.7%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
201   121	107 (110	8 (1	3) 3 (4)	5 (1)	2 (0)	0 (0)	(0)	18 (18)	<b>125</b> (128)
301人以上	<b>85.6%</b> (85.9	6. <b>4%</b> (10	2%) <b>2.4%</b> (3.1%)	4.0% (0.8%)	1.6% (0.0%)	0.0% (0.0%) 0.0	<b>%</b> (0.0%)	<b>14.4%</b> (14.1%)	<b>100.0%</b> (100.0%)

- ※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
- ※「合計」のうち企業数は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。
- ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

# 表4-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

			①70歳までの就業確保措置実施済み										_	
			定年制	の廃止	定年の	引上げ	継続雇の戦			創業支援等措置の 導入		実施	合計 (①+②)	
21人以上総計	1,031	(962)	103	(109)	114	(113)	812	(738)	2	(2)	2,300	(2,396)	3,331	(3,358)
21人以上船引	31.0%	(28.6%)	3.1%	(3.2%)	3.4%	(3.4%)	24.4%	(22.0%)	0.1%	(0.1%)	69.0%	(71.4%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	692	(646)	50	(53)	62	(63)	578	(528)	2	(2)	1,635	(1,705)	2,327	(2,351)
31人以工秘制	29.7%	(27.5%)	2.1%	(2.3%)	2.7%	(2.7%)	24.8%	(22.5%)	0.1%	(0.1%)	70.3%	(72.5%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	997	(939)	101	(109)	111	(110)	784	(719)	1	(1)	2,173	(2,265)	3,170	(3,204)
21~300人	31.5%	(29.3%)	3.2%	(3.4%)	3.5%	(3.4%)	24.7%	(22.4%)	0.1%	(0.1%)	68.5%	(70.7%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	339	(316)	53	(56)	52	(50)	234	(210)	0	(0)	665	(691)	1,004	(1,007)
21~30人	33.8%	(31.4%)	5.3%	(5.6%)	5.2%	(5.0%)	23.3%	(20.9%)	0.0%	(0.0%)	66.2%	(68.6%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	658	(623)	48	(53)	59	(60)	550	(509)	1	(1)	1,508	(1,574)	2,166	(2,197)
31~300人	30.4%	(28.4%)	2.2%	(2.4%)	2.7%	(2.7%)	25.4%	(23.2%)	0.1%	(0.1%)	69.6%	(71.6%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	34	(23)	2	(0)	3	(3)	28	(19)	1	(1)	127	(131)	161	(154)
301人以上	21.1%	(14.9%)	1.2%	(0.0%)	1.9%	(1.9%)	17.4%	(12.3%)	0.6%	(0.6%)	78.9%	(85.1%)	100.0%	(100.0%)

- ※()内は、令和5年6月1日現在の数値。ただし、「②未実施」については、令和5年表4一1における「②就業確保措置相当の措置実施」および「③その他未実施」の合算値。
- ※「①70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。
- ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。
- ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21~300人」、「31~300人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

# 表4-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		1	実施済:	企業割合		2	未実施1	企業割合	(%)
	合 計	31.09	6	(28.6%	%)	69.09	<b>%</b>	(71.49	%)
	21~30人	33.89	6	(31.49	%)	66.29	<b>%</b>	(68.69	%)
	31~50人	30.69	6	(30.0%)		69.49	%	(70.09	%)
規	51~100人	31.8%		(28.49	%)	68.29	%	(71.69	%)
模 別	101~300人	28.09	6	(25.3%	%)	72.09	<b>%</b>	(74.79	%)
,,,,	301~500人	16.39	6	(13.2%	%)	83.79	%	(86.89	%)
	501~1,000人	26.19	6	(14.9%	%)	73.99	<b>%</b>	(85.19	<b>%</b> )
	1,001人以上	35.39	6	(25.0%	%)	64.79	%	(75.09	%)
		21人以	.上	31人以	上	21人以	上	31人以	上
	合 計	31.0%	(28.6%)	29.7%	(27.5%)	69.0%	(71.4%)	70.3%	(72.5%)
	農、林、漁業	40.5%	(43.9%)	50.0%	(52.6%)	59.5%	(56.1%)	50.0%	(47.4%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	11.1%	(11.1%)	0.0%	(0.0%)	88.9%	(88.9%)	100.0%	(100.0%)
	建設業	40.4%	(37.1%)	36.9%	(37.0%)	59.6%	(62.9%)	63.1%	(63.0%)
	製造業	28.0%	(25.8%)	25.4%	(23.3%)	72.0%	(74.2%)	74.6%	(76.7%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	33.3%	(16.7%)	33.3%	(20.0%)	66.7%	(83.3%)	66.7%	(80.0%)
	情報通信業	10.9%	(9.8%)	8.0%	(6.8%)	89.1%	(90.2%)	92.0%	(93.2%)
	運輸、郵便業	33.5%	(33.8%)	29.6%	(31.2%)	66.5%	(66.2%)	70.4%	(68.8%)
産	卸売業、小売業	20.3%	(19.7%)	18.9%	(18.0%)	79.7%	(80.3%)	81.1%	(82.0%)
<b>業</b> 別	金融業、保険業	9.1%	(11.5%)	5.6%	(5.6%)	90.9%	(88.5%)	94.4%	(94.4%)
***	不動産業、物品賃貸業	25.5%	(30.0%)	18.2%	(27.8%)	74.5%	(70.0%)	81.8%	(72.2%)
	学術研究、専門・技術サービス業	32.4%	(25.7%)	22.9%	(18.2%)	67.6%	(74.3%)	77.1%	(81.8%)
	宿泊業、飲食サービス業	25.4%	(26.8%)	24.0%	(20.3%)	74.6%	(73.2%)	76.0%	(79.7%)
	生活関連サービス業、娯楽業	22.9%	(18.9%)	19.7%	(15.8%)	77.1%	(81.1%)	80.3%	(84.2%)
	教育、学習支援業	18.4%	(17.9%)	19.1%	(18.5%)	81.6%	(82.1%)	80.9%	(81.5%)
	医療、福祉	37.1%	(33.4%)	39.2%	(34.3%)	62.9%	(66.6%)	60.8%	(65.7%)
	複合サービス事業	17.1%	(9.5%)	14.3%	(8.3%)	82.9%	(90.5%)	85.7%	(91.7%)
	サービス業(他に分類されないもの)	38.0%	(34.6%)	39.5%	(35.6%)	62.0%	(65.4%)	60.5%	(64.4%)
	その他	0.0%	(33.3%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(66.7%)	0.0%	(100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

# 表5 企業における定年制の状況

(社、%)

	Ī									
			<del></del>	5	定年制あり			65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業	
	定年制の廃止	60歳未満	60歳	61歳~64歳	65歳	66~69歳	70歳以上	(定于明の廃止を日む)	<b>報告した至ての正来</b>	
21人以上	<b>103</b> (109)	0 (0)	<b>2,014</b> (2,089)	98 (94)	911 (867)	91 (86)	<b>114</b> (113)	<b>1,219</b> (1,175)	<b>3,331</b> (3,358)	
総計	<b>3.1%</b> (3.2%)	0.0% (0.0%)	<b>60.5%</b> (62.2%)	<b>2.9%</b> (2.8%)	<b>27.3%</b> (25.8%)	<b>2.7%</b> (2.6%)	<b>3.4%</b> (3.4%)	<b>36.6%</b> (35.0%)	<b>100.0%</b> (100.0%)	
31人以上	<b>50</b> (53)	0 (0)	<b>1,452</b> (1,526)	80 (74)	<b>628</b> (581)	<b>55</b> (54)	<b>62</b> (63)	<b>795</b> (751)	<b>2,327</b> (2,351)	
総計	<b>2.1%</b> (2.3%)	0.0% (0.0%)	<b>62.4%</b> (64.9%)	<b>3.4%</b> (3.1%)	<b>27.0%</b> (24.7%)	<b>2.4%</b> (2.3%)	<b>2.7%</b> (2.7%)	<b>34.2%</b> (31.9%)	<b>100.0%</b> (100.0%)	
21~300人	<b>101</b> (109)	0 (0)	<b>1,907</b> (1,980)	<b>80</b> (75)	<b>881</b> (845)	<b>90</b> (85)	<b>111</b> (110)	<b>1,183</b> (1,149)	<b>3,170</b> (3,204)	
21~300人	<b>3.2%</b> (3.4%)	<b>0.0%</b> (0.0%)	<b>60.2%</b> (61.8%)	<b>2.5%</b> (2.3%)	<b>27.8%</b> (26.4%)	<b>2.8%</b> (2.7%)	<b>3.5%</b> (3.4%)	<b>37.3%</b> (35.9%)	<b>100.0%</b> (100.0%)	
21~30人	<b>53</b> (56)	0 (0)	<b>562</b> (563)	18 (20)	<b>283</b> (286)	<b>36</b> (32)	<b>52</b> (50)	<b>424</b> (424)	<b>1,004</b> (1,007)	
21~30	<b>5.3%</b> (5.6%)	<b>0.0%</b> (0.0%)	<b>56.0%</b> (55.9%)	<b>1.8%</b> (2.0%)	<b>28.2%</b> (28.4%)	<b>3.6%</b> (3.2%)	<b>5.2%</b> (5.0%)	<b>42.2%</b> (42.1%)	<b>100.0%</b> (100.0%)	
21 - 200 1	<b>48</b> (53)	0 (0)	<b>1,345</b> (1,417)	<b>62</b> (55)	<b>598</b> (559)	<b>54</b> (53)	<b>59</b> (60)	<b>759</b> (725)	<b>2,166</b> (2,197)	
31~300人	<b>2.2%</b> (2.4%)	0.0% (0.0%)	<b>62.1%</b> (64.5%)	<b>2.9%</b> (2.5%)	<b>27.6%</b> (25.4%)	<b>2.5%</b> (2.4%)	<b>2.7%</b> (2.7%)	<b>35.0%</b> (33.0%)	<b>100.0%</b> (100.0%)	
201 L PL F	2 (0)	0 (0)	<b>107</b> (109)	<b>18</b> (19)	<b>30</b> (22)	<b>1</b> (1)	<b>3</b> (3)	<b>36</b> (26)	<b>161</b> (154)	
301人以上	<b>1.2%</b> (0.0%)	0.0% (0.0%)	<b>66.5%</b> (70.8%)	<b>11.2%</b> (12.3%)	<b>18.6%</b> (14.3%)	0.6% (0.6%)	<b>1.9%</b> (1.9%)	<b>22.4%</b> (16.9%)	<b>100.0%</b> (100.0%)	

<sup>※()</sup>内は、令和5年6月1日現在の数値。

# 表6 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数(社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)	継続履 (継続雇用の	雇用終了≈ ○更新を希 者)		(基準に該当	売雇用者額 首し引き網 された者	たき継続雇		雇用終了 <sup>。</sup> 該当しな	
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(64歳)がいる企業	155	575	30	5.2%	(4.7%)	543	94.4%	(94.9%)	2	0.3%	(0.4%)
うち女性	81	231	12	5.2%	(4.5%)	217	93.9%	(95.0%)	2	0.9%	(0.4%)

<sup>※()</sup>内は、令和5年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は64歳)。

<sup>※「65</sup>歳以上定年」の企業数は、表3-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

<sup>※「</sup>報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。

<sup>※</sup> 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

<sup>※</sup> 本集計は、令和5年6月1日から令和6年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。

<sup>※</sup> 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

# 表7 都道府県別の状況

(社、%)

	報告 全て <i>0</i>	·した D企業		保措置 企業割合	就業確	(社、%) までの 保措置 企業割合
北海道	9,329	(9,316)	99.9%	(99.9%)	38.9%	(35.6%)
青森	2,533	(2,602)	100.0%	(100.0%)	41.2%	(38.2%)
岩手	2,482	(2,506)	100.0%	(100.0%)	42.2%	(39.5%)
宮城	3,748	(3,838)	99.9%	(99.7%)	38.4%	(35.3%)
秋田	2,024	(2,040)	100.0%	(99.9%)	34.9%	(34.3%)
山形	2,277	(2,292)	100.0%	(99.9%)	36.2%	(32.1%)
福島	3,599	(3,596)	99.9%	(99.7%)	37.3%	(34.4%)
茨城	4,258	(4,191)	99.9%	(99.9%)	37.6%	(36.9%)
栃木	3,389	(3,343)	99.9%	(99.8%)	35.2%	(33.2%)
群馬	4,072	(4,036)	100.0%	(100.0%)	34.0%	(31.8%)
埼玉	8,523	(8,698)	99.9%	(99.9%)	36.7%	(33.4%)
千葉	6,922	(6,912)	99.9%	(99.8%)	38.5%	(35.9%)
東京	41,365	(41,105)	99.9%	(100.0%)	25.2%	(23.4%)
神奈川	11,145	(11,110)	99.9%	(99.9%)	29.9%	(27.8%)
新潟	4,568	(4,694)	100.0%	(100.0%)	28.1%	(26.6%)
富山	2,453	(2,451)	100.0%	(99.8%)	26.0%	(24.7%)
石川	2,556	(2,651)	99.9%	(99.6%)	31.7%	(30.1%)
福井	1,851	(1,845)	100.0%	(100.0%)	34.3%	(31.8%)
山梨	1,541	(1,537)	99.7%	(99.9%)	30.0%	(27.8%)
長野	4,010	(3,967)	99.9%	(99.9%)	36.2%	(33.9%)
岐阜	4,037	(4,069)	100.0%	(100.0%)	35.9%	(33.5%)
静岡	7,113	(7,036)	99.8%	(99.8%)	32.6%	(30.3%)
愛知	14,164	(14,110)	100.0%	(100.0%)	32.6%	(30.5%)
三重	3,150	(3,108)	100.0%	(100.0%)	36.0%	(34.2%)
滋賀	2,205	(2,218)	99.9%	(99.8%)	31.9%	(29.8%)
京都	4,530	(4,507)	99.9%	(99.8%)	26.3%	(25.3%)
大阪	18,753	(18,904)	99.9%	(99.9%)	28.1%	(25.7%)
兵庫	7,993	(7,817)	99.8%	(99.9%)	28.8%	(26.0%)
奈良	1,623	(1,638)	100.0%	(100.0%)	36.9%	(35.3%)
和歌山	1,644	(1,630)	99.7%	(100.0%)	31.4%	(28.2%)
鳥取	1,124	(1,172)	99.8%	(99.9%)	30.6%	(29.7%)
島根	1,414	(1,400)	99.9%	(99.9%)	44.6%	(42.4%)
岡山	3,581	(3,492)	99.9%	(99.9%)	34.2%	(31.8%)
広島	5,468	(5,498)	99.9%	(99.9%)	29.1%	(26.8%)
山口	2,432	(2,425)	100.0%	(100.0%)	32.2%	(30.6%)
徳島	1,246	(1,296)	100.0%	(100.0%)	35.6%	(34.0%)
香川	2,081	(2,060)	100.0%	(100.0%)	37.6%	(36.0%)
愛媛	2,653	(2,664)	99.9%	(99.7%)	32.9%	(27.8%)
高知	1,377	(1,364)	100.0%	(100.0%)	31.5%	(28.4%)
福岡	9,611	(9,629)	99.9%	(99.9%)	32.5%	(30.6%)
佐賀	1,694	(1,654)	99.9%	(99.9%)	39.0%	(36.5%)
長崎	2,604	(2,662)	99.8%	(99.7%)	28.3%	(27.4%)
熊本	3,331	(3,358)	99.9%	(99.9%)	31.0%	(28.6%)
大分	2,259	(2,187)	100.0%	(100.0%)	41.8%	(42.0%)
宮崎	2,240	(2,228)	99.9%	(99.9%)	35.3%	(34.5%)
鹿児島	3,108	(3,176)	99.9%	(99.9%)	39.9%	(37.4%)
沖縄	2,972	(2,974)	99.7%	(99.4%)	29.2%	(26.7%)
全国計	237,052	(237,006)	99.9%	(99.9%)	31.9%	(29.7%)

<sup>※()</sup>内は、令和5年6月1日現在の数値。

<sup>※</sup> 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数 第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

<sup>※「70</sup>歳までの就業確保措置実施済企業割合」は表4-1の「①70歳までの就業確保措置実施済み」に対応している。